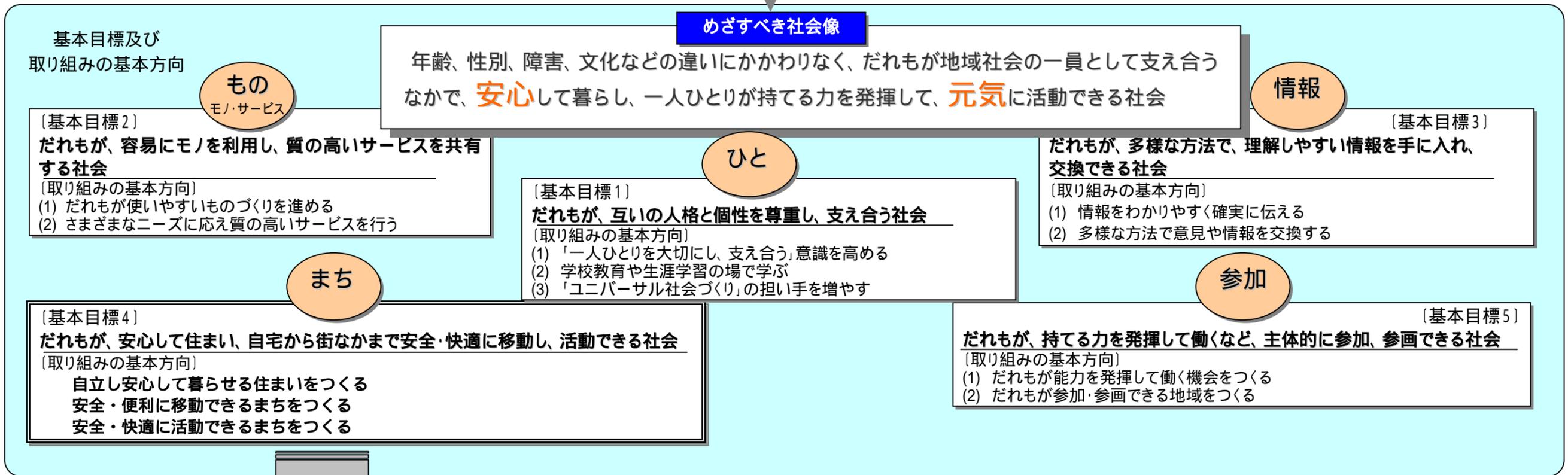
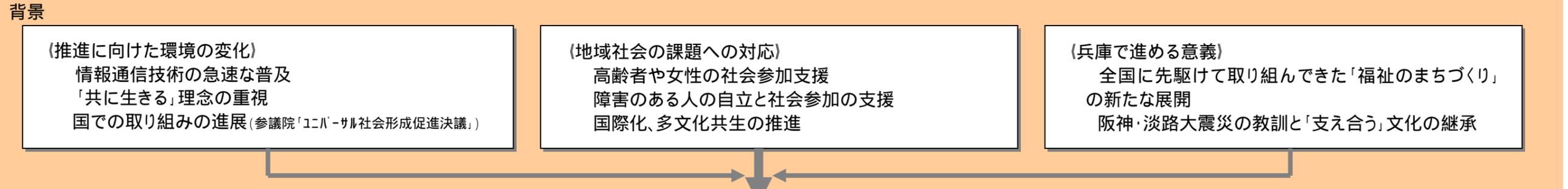


《ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針（平成17年4月策定）》

兵庫県では、県民一人ひとりの置かれた環境や、暮らす地域、活動する組織によって具体的にイメージされるものは異なるが、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを実感することができる社会の実現を目指しています。



《現状》

- “点の整備” ~ 建築物等のバリアフリー化の推進 ~
 - ・県は全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を平成4年に制定し、建築物等のバリアフリー化を推進
 - ・以来、全ての都道府県で同様の条例が制定され、国においてもハートビル法（H6）、交通バリアフリー法（H12）、バリアフリー法（H18）と法整備が進展
- “線の整備” ~ 障害者等の移動円滑化の推進 ~
 - ・日乗降客数5千人以上の鉄道駅舎のバリアフリー化支援を継続的に実施。
 - ・今年度補正により、H22年度末には概ね全て（97%）の駅舎バリアフリー化が終了予定
- “面への展開” ~ 誰もが暮らしやすさを感じるまちづくりの推進 ~
 - ・県民参画によりハード整備とソフト事業を面的に推進するため、ユニバーサル社会づくり実践モデル地区を17地区（17市町）指定
 - ・モデル地区指定を希望する市町が減少（H20年度指定は2地区のみ）

《課題》

- “点の整備” ~ 建築物等のバリアフリー化の推進 ~
 - ・福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の手続きに重複審査等の不整合
 - ・努力規定から義務規定への条例改正を行う自治体が増加（本県条例は努力規定のみ）
- “線の整備” ~ 障害者等の移動円滑化の推進 ~
 - ・日乗降客数5千人未満駅舎のバリアフリー化への対応（支援方針、優先順位づけ等の検討）
 - ・主要駅における視覚障害者等に配慮したホームドア設置への対応
- “面への展開” ~ 誰もが暮らしやすさを感じるまちづくりの推進 ~
 - ・ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の見直し（支援制度の拡充、位置づけの明確化等）